

愛川町新規就農者奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、愛川町内における新規就農者に対し新規就農者奨励金(以下「奨励金」という。)を交付することにより、新規就農時の経済的な負担の軽減及び農業の中核的な担い手となるための安定した農業経営基盤の確立を図り、地域農業の振興に資するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「新規就農者」とは、愛川町内に住所を有し、次の各号のいずれかに該当する就農してから5年以内の者とする。

- (1) 神奈川県立かながわ農業アカデミーの卒業生及び認定就農者
- (2) 前号と同等の知識及び経験を有し、かつ、地元農業委員の推薦する者
- (3) 農業所得を主として生計を維持している者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が農業についての知識、農機具の所有状況、農業経営の実現性を総合的に判断し、適当であると認められる者

(業務の委任)

第3条 愛川町は、奨励金の交付に係る業務の一部を愛川町農業委員会に委任し、業務の円滑な推進を図るものとする。

(交付対象者)

第4条 この要綱により奨励金を受けることができる者は、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「法」という。)第4条第3項第1号に規定する利用権の設定等又は農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)に基づく賃借権若しくは使用貸借(以下「賃借権等」という。)による権利を有する新規就農者とする。ただし、賃借権等による権利の設定期間が3年未満の場合は、対象外とする。

(奨励金の交付を行わない場合)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、奨励金の交付は行わないものとする。

- (1) 世帯員(農地法(昭和27年法律第229号)第2条第2項に規定する世帯員をいう。以下同じ。)の間での賃借権等による権利の設定の場合。
- (2) 農業生産法人(農地法第2条第3項に規定する法人をいう。以下同じ。)の構成員(その世帯員を含む。)が当該農業生産法人に賃借権等による権利を設定した場合。

(奨励金の額等)

第6条 奨励金の額は、賃借権等による権利の設定がされた農地1筆ごとの面積(100平方メートル未満は切り捨てる。)に次に定める1,000平方メートル当たりの

単価を乗じて得た額とし、新規就農者一人につき60,000円を限度とする。

(1,000㎡当たり)

設定期間	3年以上
交付対象者	
新規就農者	20,000円

(奨励金の交付手続)

第7条 奨励金の交付を受けようとする者は、作付け計画書（5年間の計画）を添えて、愛川町新規就農者奨励金交付申請書（第1号様式）により、農業委員会を經由して町長に申請しなければならない。

2 農業委員会は、前項の申請があったときは、交付の要件に適合しているかどうかを審査し、意見を付して町長に提出するものとする。

3 町長は、第1項の申請があったときは、農業委員会の審査に基づき奨励金の交付の可否を決定し、その結果を愛川町新規就農者奨励金交付決定通知書（第2号様式）又は愛川町新規就農者奨励金不交付決定通知書（第3号様式）により、農業委員会を通じて申請者に通知するものとする。

4 奨励金の交付は、原則として口座振込とする。

5 町長は、交付申請書、交付決定通知書、不交付決定通知書等の関係書類を決定した年度の翌年度から起算して5年間保管を行うものとする。

(奨励金の返還)

第8条 町長は、奨励金の交付対象者が次の各号のいずれかに該当した場合は、奨励金の返還を求めることができるものとする。

(1) 賃借権等による権利の設定日から3年以内に中途解約があったとき。

(2) 不正な手段により奨励金の交付を受けたとき。

(3) その他この要綱の趣旨に反すると町長が認めたとき。

(奨励金の返還の免除)

第9条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当した場合は、奨励金の返還は免除するものとする。

(1) 土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条に該当する事業により譲渡をするための合意解約があったとき。

(2) 奨励金の交付を受けたものが死亡したとき。

(3) その他町長が特に認めたとき。

(奨励金の返還の額)

第10条 第8条に該当した者は、交付された奨励金を全額返還するものとする。ただし、1筆の内で一部の面積だけについて、合意解約があった場合は、合意解約があ

った面積（100平方メートル未満は切り捨てる。）に第6条の1，000平方メートル当たりの単価を乗じて得た額を返還するものとする。

（奨励金の返還の手続）

第11条 農業委員会は、賃借権等による権利の設定の合意解約等の事実があったときは、愛川町新規就農者奨励金返還事由該当通知書（第4号様式）により町長に通知するものとする。

2 町長は、第8条に規定する事実を確認したときは、奨励金交付取消決定を行い、愛川町新規就農者奨励金交付決定取消通知書（第5号様式）により農業委員会を通じて奨励金の交付を受けた者に通知をし、奨励金の返還を命ずるものとする。

3 前項に規定する通知を受けた者は、速やかに返還すべき奨励金を指定口座へ振り込むものとする。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年7月1日から施行する。